



監査報告書

2023年5月24日

学校法人 酪農学園
理事会 御中
評議員会 御中

監事 小坂橋正人 

監事 石川一雄 

監事 佐野正史 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人酪農学園寄附行為第16条の規程に従い、学校法人酪農学園の2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の、学校法人の業務、財産並びに理事の業務執行状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、学校法人酪農学園監事監査規程に準拠し、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。その結果を下記のとおり報告する。

1. 監査方法の概要

私たちは、随時、理事会および評議員会に出席したほか、理事などから業務の執行および財産状況についての報告を聴取し、かつ、関係書類の閲覧など必要と認められる方法を実施し、業務の適法性と妥当性を検討し財産状況を調査した。また、監査法人ライトハウスから、会計監査の計画、方法、監査品質に関する方針並びに監査報告を受け、計算書類の正確性を検討した。

2. 監査の結果

1) 計算書類について

学校法人酪農学園の計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表は、学校法人会計基準並びに関連諸規定に沿って適正に処理されている。

2022年度は、「財務改善に関する会議」の議論を踏まえた収支立て直し計画に基づき、経費削減等の取組みを進め、補正予算に対して経常収支マイナス額を

大きく縮減させ成果が現れつつあるが、決算は290百万円の経常赤字である。イーブ認証取得に向けた投資や施設整備、そして人件費増により2023年度予算も非常に大きなマイナスが見込まれ、現状の延長線上にある中期財務計画においては、黒字転換が見込まれていない。

2033年をゴールとするキャンパス・マスタープランを早期の内に策定し、入学者数の安定確保、新たな収入源の確保、支出抑制による収支均衡への道筋を確実なものとすることを求める。特に、納付金収入を上回る高校の人件費については、その見直しが急務と思慮する。

2) 業務執行について

理事の業務執行に関しては著しい不正の行為、法令若しくは学校法人酪農学園寄附行為に違反する重大な事実認められなかった。

しかしながら、後掲の3号理事選任問題と学長選任問題においては、軽率な規程違反による不適切な行為により、3号理事および学長選任の遅滞を招き、学園経営に関する審議時間が十分に確保されなかったことは問題と認識する。

これらの事例を謙虚に受け止め、解釈をしやすい規程への見直し、理事の法令遵守体制の充実強化を望む。また、理事長不在の現況を早期に改善し、新たな理事長の下に持続可能な学園経営実現に向け、理事の適切な業務執行を期待する。

(1) 3号理事選任問題

学校法人酪農学園寄附行為・役員等選任規程では、3号理事候補者を選考委員会が選任し、選考委員長が理事長へ選任した候補者リストを提出、その候補者リストを理事長が理事会へ付議し、理事会が審議・承認することとなっている。しかしながら、当時の理事長の選任規程誤解釈から、選考委員会の候補者リストの一部を独断で差し替えて理事会に付議した。本件については文部科学省より報告を求められ、実施済である。

(2) 学長選任問題

学校法人酪農学園寄附行為・役員等選任規程によると、学長候補者を選考委員会が選任し、理事会が審議・承認することとなっているが、選考委員会における可決要件の「過半数」について、選考委員長の誤った解釈(注1)により、過半数を獲得した候補者がいないという判断を行ない、選考委員会がデッドロック状態となった。一部の理事・監事より、議長を除く過半数で決議が成立するとの意見が述べられたが、理事会では再度選考委員会を立ち上げ、候補者を選定することが決議された。

(注1):過半数の意義につき、議決権行使ができない議長を含む委員総数の過半数が議決必要条件との解釈を行った。

以上

100